

守口市障がい者サークル団体活動登録実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、守口市内の障がいのある人が在籍するサークル団体（以下、「サークル」という。）に対して、その活動の拡充を図るため、守口市コミュニティセンター条例（平成28年度守口市条例第1号。）第6条及び守口市コミュニティセンター条例施行規則（平成28年度守口市規則第20号。以下「規則」という。）第8条7号に定める利用料の免除を行うために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「障がい者」とは、身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条第一項に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）の者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が主務大臣が定める程度である者、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児をいう。

(サークル登録)

第3条 規則第8条7号に定める利用料の免除を受けることができるサークルは、事前に障がい福祉課でサークル登録を受けなければならない。

2 サークル登録を受けることができる団体は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) サークルの構成員の過半数が、守口市民である又は守口市に在職、在学していること
- (2) 営利活動、宗教活動又は政治活動を目的としないこと。
- (3) サークルの構成員は2人以上であること。
- (4) サークルの構成員に守口市内在住の障がい者がいること。
- (5) サークルの代表者は、15歳以上（中学生を除く。）の市民等であること。
- (6) 守口市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しないもの

3 サークルに登録ができる障がい者は、1人につき2団体までとする。

(登録申請の手続き)

第4条 規則第8条7号に定める利用料の免除を受けようとするサークルは、登録申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) サークルの構成員が分かるもの
- (2) 事業計画書、パンフレット、チラシ、しおり等の講座や講習会、行事

等の内容や対象者が分かるもの

(3) その他市長が必要と認めたもの

(登録決定)

第5条 前条に規定する申請が適当と認めたときは、市長は、当該サークルに対して、登録決定通知書を交付する。

(登録変更)

第6条 前々条に定める登録内容に、変更が生じた場合は、サークルは、市長に対して、速やかに、変更登録申請書を提出しなければならない。

(活動実績報告)

第7条 登録決定通知書の交付を受けたサークルは、事業開始日の属する年度の2月末までに、市長に活動実績報告書を提出しなければならない。

(登録の取り消し)

第8条 市長は、登録サークルが第2条の要件を満たさなくなったとき、第7条の活動実績報告書の提出がなされない場合は、登録を取り消すことができる。

また、虚偽の申請その他不正な方法により登録申請を行った場合及び施設利用に際して、悪質と認められる場合は、サークルに関係書類の提示を求め、必要に応じて、登録を取り消すことができる。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

ただし、サークル登録については、同年2月1日から施行する。